

豊田理化学研究所 研究者倫理規程

前文

豊田理化学研究所（以下「当財団」という。）は、研究者が自ら不正行為を行ったり、関係者の不正行為に加わったりしないよう、研究者倫理の再徹底を図り、設立の趣旨に則り、公益財団法人として我国の科学技術の振興開発を通じて、学術・産業の発展に貢献する。

（目的）

第1条 この規程は、当財団における研究の公正性、信頼性並びに透明性を確保することを目的として、研究活動において求められる研究者の行動と態度の倫理的規準を定めたものである。

（定義）

第2条 本規程における「研究者」は、当財団が雇用するフェロー、研究補助員の他、当財団において研究活動に従事するすべての者を含む。

（研究者の責務）

第3条 研究者は、別に定める「豊田理化学研究所倫理規程」を基本に、以下の事項を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、公益財団での学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもと公正かつ誠実に研究活動を行わなければならない。
- 3 研究者は、個人の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

（研究活動における遵守事項）

第4条 研究者は、あらゆる研究活動において、研究データの捏造、改ざんや第三者のアイデアの盗用をしてはならない。

- 2 研究者は、公的研究費の使用にあたっては、関連する諸規程及び研究費の使用ルール等を遵守し、適正使用に努めなければならない。
- 3 研究者は、当該研究のために取得した実験データ、実験ノート等の研究データを論文発表後一定期間（原則10年間、ただし、実験試料や標本などについては5年間）適切に保存するものとし、故意に破棄したり、不適切な保管により紛失しないように努めなければならない。
- 4 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に、公正かつ適切な引用を行わなければならない。
- 5 学術論文等の発表に際しては、不適切なオーサーシップや二重投稿等の不正行為とならないよう、十分に注意しなければならない。

（研究倫理教育）

第5条 当財団は不正行為の防止を目的とした研究倫理教育および啓発活動の責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を定める。

- 2 研究倫理教育責任者には、常務理事を充てる。

（事務局）

第6条 本規程に関する事務は、事務局総務グループが取り扱う。

（規程の改廃）

第7条 本規程の改廃は、企画・運営委員会の議を経て理事長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2016年1月1日から制定施行する。